

平成 2 6 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

平成 2 7 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第9号
平成27年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

山本亮三 ⑩

松本隆弘 ⑩

小西隆紀 ⑩

藤川泰延 ⑩

平成26年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査について

平成27年8月10日付け財第1251号で審査依頼がありました平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別添のとおり意見を提出します。

— 目 次 —

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手続	1
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	2
第3	健全化判断比率の状況	4
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	5
3	実質公債費比率	6
4	将来負担比率	8
第4	資金不足比率の状況	10

(参 考)

1	第3次行革プランの財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率	11
2	用語の説明	12
3	比率算定の対象となる範囲	16

第 1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、平成26年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率等は次表のとおりで、実質公債費比率が15.8%、将来負担比率が333.0%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか7会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額又は資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		平成 26年度	平成 25年度	比 較 増 減 (△)	(参 考)	
					早期健全 化基準	財政再生 基 準
健全化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	— %	— %	—	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	8.75	15
	実 質 公 債 費 比 率	15.8	16.2	△0.4	25	35
	将 来 負 担 比 率	333.0	341.1	△8.1	400	—

区 分		平成 26年度	(参 考)
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	— %	20 %
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	

2 審査の意見

平成26年度は、行財政全般にわたる総点検を踏まえて策定した第3次行財政構造改革推進方策（以下「第3次行革プラン」という。）のスタートの年であったが、依然として厳しい地方財政環境の中、8月豪雨災害からの復旧・復興対策、地域の消費喚起や地域創生の取組を推進するための緊急経済対策等に的確な対応がなされてきた。

一方、第3次行革プランにおける基本方針を踏まえ、行財政全般にわたってゼロベースでの見直しを実施するとともに、施策の重点化を図る「選択と集中」を進めるなど着実な行財政改革が実施された。

このような取組により、健全化判断比率は、第3次行革プランの財政フレームで見込まれている比率（実質公債費比率16.2%、将来負担比率347.5%）を下回るものとなっている。

(1) 実質公債費比率

前3か年（平成26年度、25年度及び24年度）の平均により算定される実質公債費比率は、前年度と比較すると0.4ポイント低下している。

これは、23年度からの借換債平準化対策^(注)のため県債管理基金残高が増加し、前年度減債基金残高不足率が低下したこと等により分子の額が減少したことに加え、標準税収入額等の増加により算定の分母に用いる標準財政規模が増加したため、26年度の単年度の比率が23年度の単年度の比率を下回った影響によるものである。

なお、借換債平準化対策の影響を除いた同比率は、財政当局の試算によると、19.5%と見込まれている。

(2) 将来負担比率

将来負担比率は、前年度と比較すると8.1ポイント低下している。

これは、地方債の現在高や退職手当負担見込額の減少等により分子の額が減少したことに加え、標準税収入額等の増加のため算定の分母に用いる標準財政規模が増加したことによるものである。

実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも前年度より低下したものの、依然として高い水準にあり、本県の財政が引き続き厳しい状況にあることに変わりはない。

平成30年度を目標とする第3次行革プランにおいても、将来負担比率（震災関連県債を除く）を全国平均水準に抑制するとともに、実質公債費比率を18%水準に抑制することが想定されている。

これらのことから、ここ数年間が財政健全化の正念場と考えられるので、今後とも持続可能な行財政構造の確立に一層の意を用いられたい。

(注) 平成23～25年度に借換債を追加発行することで積み立てた県債管理基金を活用し、平成26年度の借換債発行額を縮減した。

第3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
—	—	—

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

(3) 実質収支額

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額は次表のとおりで、全ての会計で赤字になっていない。

会 計 名	平成26年度 実質収支	平成25年度 実質収支	比較増減(△)
	千円	千円	千円
一 般 会 計	791,162	717,912	73,250
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	46,886	3,010	43,876
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	0	4,328	△4,328
地方消費税清算特別会計	0	0	0
合 計	838,048	725,250	112,798

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は838,048千円の黒字で、前年度と比較すると、基金管理特別会計で4,328千円減少したものの、一般会計他1会計で117,126千円増加したため、112,798千円増加（増加率15.6%）している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
—	—	—

全会計を算定の対象とした連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

		連結実質赤字額
連結実質赤字比率	=	—————
		標準財政規模

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営企業に係る特別会計の資金不足額・資金剰余額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会計名		平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
		千円	千円	千円
一般会計等の実質収支額		838,048	725,250	112,798
公営企業の資金不足額(△)・資金剰余額	病院事業会計	6,998,101	6,695,997	302,104
	水道用水供給事業会計	12,856,457	13,740,970	△884,513
	工業用水道事業会計	10,156,087	9,114,785	1,041,302
	水源開発事業会計	564	565	△1
	地域整備事業会計	0	0	0
	企業資産運用事業会計	3,638,525	4,483,942	△845,417
	港湾整備事業特別会計	61,369	105,648	△44,279
	流域下水道事業特別会計	471,254	68,730	402,524
合計		35,020,405	34,935,887	84,518

(注) 公営企業のうち地域整備事業会計で資金剰余額が生じる場合で、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は35,020,405千円の黒字で、前年度と比較すると、水道用水供給事業会計他3会計で資金剰余額が1,774,210千円減少したものの、工業用水道事業会計他3会計で資金剰余額が1,858,728千円増加したため、84,518千円増加(増加率0.2%)している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
15.8%	16.2%	△0.4

実質公債費比率は15.8%で、前年度の16.2%と比較して、0.4ポイント低下している。

これは、23年度からの借換債平準化対策の影響等により、26年度の単年度の比率が23年度の単年度の比率を下回った影響によるものである。

なお、借換債平準化対策の影響を除いた実質公債費比率は、財政当局の試算によると、19.5%と見込まれる。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
分 子 ①	千円 140,424,955	千円 150,361,491	千円 140,878,896	千円 148,359,585
分 母 ②	906,696,892	902,236,298	908,400,211	894,477,152
単年度の比率 (①/②)	15.4%	16.6%	15.5%	16.6%
実 質 公 債 費 比 率	平 成 26年度	(3か年平均) 15.8%		—
	平 成 25年度	—	(3か年平均) 16.2%	

(注) 単年度の比率は小数点第1位において端数調整を行ったものを記載した。

(3) 前年度との比較等

単年度の実質公債費比率を前年度と比較すると、県債管理基金積立不足率の改善により県債管理基金の積立不足に対する加算が5,425百万円減少（減少率32.1%）するなど分子の額が減少するとともに、標準税収入額等の増加により標準財政規模が9,741百万円増加（増加率0.9%）し、分母の額が増加したため、1.2ポイント低下している。

なお、財源対策として県債管理基金を取り崩す場合には、県債管理基金の積立不足に対する加算額が増加して単年度の実質公債費比率が高くなることに引き続き留意する必要がある。

(分子)

区 分		平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	千円 298,465,746	千円 303,049,625	千円 △4,583,879
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	11,478,471	16,903,194	△5,424,723
	準元利償還金	10,571,708	11,194,719	△623,011
	計	309,037,454	314,244,344	△5,206,890
地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特定財源	14,084,052	14,635,201	△551,149
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	154,528,447	149,247,652	5,280,795
	計	168,612,499	163,882,853	4,729,646
分子の額		140,424,955	150,361,491	△9,936,536

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
標準財政規模		千円 1,061,225,339	千円 1,051,483,950	千円 9,741,389
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	154,528,447	149,247,652	5,280,795
分母の額		906,696,892	902,236,298	4,460,594

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
333.0%	341.1%	△8.1

将来負担比率は333.0%で、前年度の341.1%と比較して、8.1ポイント低下している。

(2) 算定式等

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区分	平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
分子	千円 3,019,513,038	千円 3,077,877,344	千円 △58,364,306
分母	906,696,892	902,236,298	4,460,594

(3) 前年度との比較等

地方債の現在高や退職手当負担見込額の減少等により分子の額が減少したことに加え、標準税収入額等の増加により算定の分母に用いる標準財政規模が増加している。

なお、財源対策として活用する退職手当債や行革推進債については、第3次行革プランにおいて今後も活用していくことが予定されているが、発行に当たっては交付税措置がないことを十分に留意する必要がある。

(分子)

区 分		平成26年度	平成25年度	比較増減 (△)	
将 来 負 担 額	地方債の現在高	千円 5,006,871,142	千円 5,144,433,794	千円 △137,562,652	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	27,816,104	35,750,179	△7,934,075	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	93,880,335	92,364,318	1,516,017	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	0	0	0	
	退職手当負担見込額	463,502,857	506,429,164	△42,926,307	
	設立法人の負債額 等負担見込額	73,754,744	69,016,366	4,738,378	
	内 訳	兵庫県道路公社	5,463,309	2,589,293	2,874,016
		兵庫県土地開発公社	25,370,710	20,453,505	4,917,205
		公立大学法人 兵庫県立大学	0	0	0
		公益社団法人 兵庫みどり公社	29,134,632	29,500,121	△365,489
		兵庫県住宅供給公社	4,101,615	2,762,768	1,338,847
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償	9,684,478	13,710,679	△4,026,201
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計	5,665,825,182	5,847,993,821	△182,168,639		
差 引 く も の ら	充 当 可 能 基 金 額	305,419,058	494,361,585	△188,942,527	
	特 定 財 源 見 込 額	233,160,471	247,556,235	△14,395,764	
	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	2,107,732,615	2,028,198,657	79,533,958	
	計	2,646,312,144	2,770,116,477	△123,804,333	
分子の額		3,019,513,038	3,077,877,344	△58,364,306	

(分母)

区 分		平成26年度	平成25年度	比較増減 (△)
標準財政規模		千円 1,061,225,339	千円 1,051,483,950	千円 9,741,389
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	154,528,447	149,247,652	5,280,795
分母の額		906,696,892	902,236,298	4,460,594

第4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会計名	平成26年度	平成25年度	比較増減(△)
病院事業会計	—	—	—
水道用水供給事業会計	—	—	—
工業用水道事業会計	—	—	—
水源開発事業会計	—	—	—
地域整備事業会計	—	—	—
企業資産運用事業会計	—	—	—
港湾整備事業特別会計	—	—	—
流域下水道事業特別会計	—	—	—

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

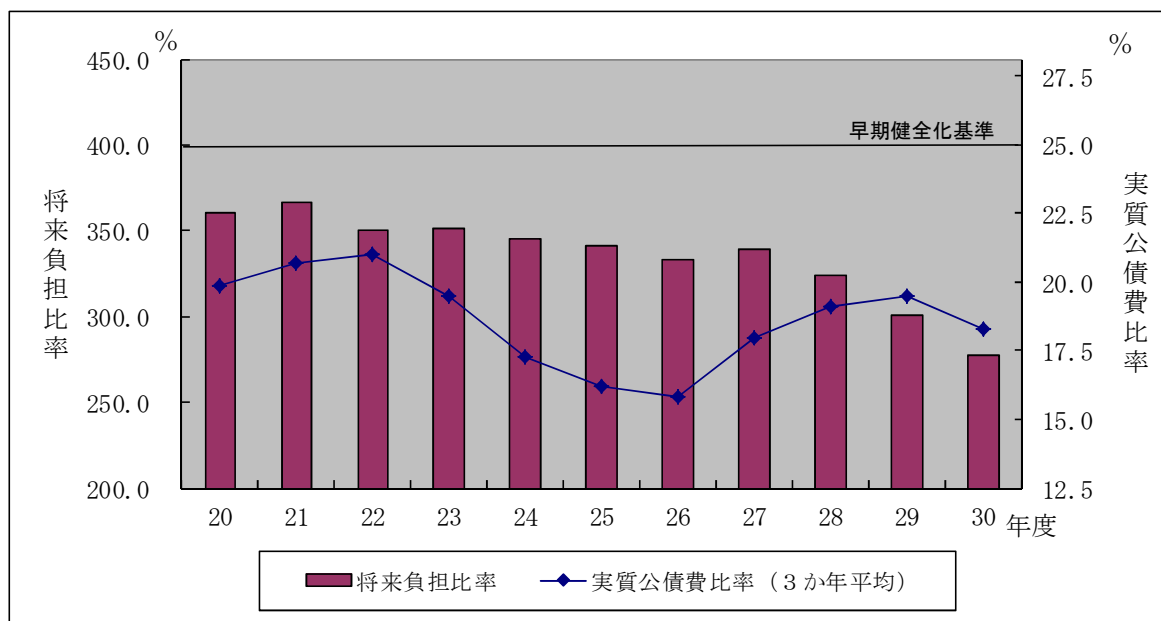
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(参 考)

1 第3次行革プランの財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質公債費比率 (3か年平均)	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% 16.2	% 18.0	% 19.1	% 19.5	% 18.3
実 績	19.9	20.7	21.0	19.5	17.3	16.2	15.8	—	—	—	—
実質公債費比率 (単年度)	—	—	—	—	—	—	16.5	20.9	19.8	17.9	17.1
実 績	21.0	22.2	19.8	16.6	15.5	16.6	15.4	—	—	—	—
将 来 負 担 比 率	—	—	—	—	—	—	347.5	338.8	323.7	301.1	277.0
実 績	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1	333.0	—	—	—	—

(注) 平成27年3月に改定された第3次行革プランに基づき記載した。



(注) 平成20～26年度は実績の比率としている。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

○ 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。

○ 一般会計等

一般会計及び特別会計（公営事業会計を除く）。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記の額に臨時財政対策債発行可能額を加算する。

○ 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることのできる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

○ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの。

(3) 実質公債費比率関係

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すもの。

○ 県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合、その不足率を実質年間償還額に乗じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算されるもの。その分同比率が上昇することになる。

○ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められた次のもの。

- ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

○ 基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額として算定された額。

(4) 将来負担比率関係

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債やその他将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

○ 将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの。

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額

地方自治法第241条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの。

○ 特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額。

(5) 資金不足比率関係

○ 資金不足比率

〔 公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの。 〕

○ 資金の不足額

〔 公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額。 〕

○ 解消可能資金不足額

〔 事業の性質上、事業開始後の一定期間、構造的に資金不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 〕

3 比率算定の対象となる範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

